

# とちぎ広域消防事務組合における重要施策等について

## 1 給与制度

給与制度の統一については、平成26年3月に策定した十勝圏広域消防運営計画（以下「運営計画」という。）に則り、帯広市の給与制度を基本として検討を進め、平成30年4月にとちぎ広域消防事務組合職員給与条例（以下「組合給与条例」という。）を施行し、令和元年度の新規採用職員から先行して統一を図っています。

既存職員については、令和3年4月1日から施行いたします。

### (1) 既存職員の給与統一にかかる基本的考え方

#### ○ 給与制度（給料・諸手当）〔運営計画 第3章第4項第2号ア 抜粋〕

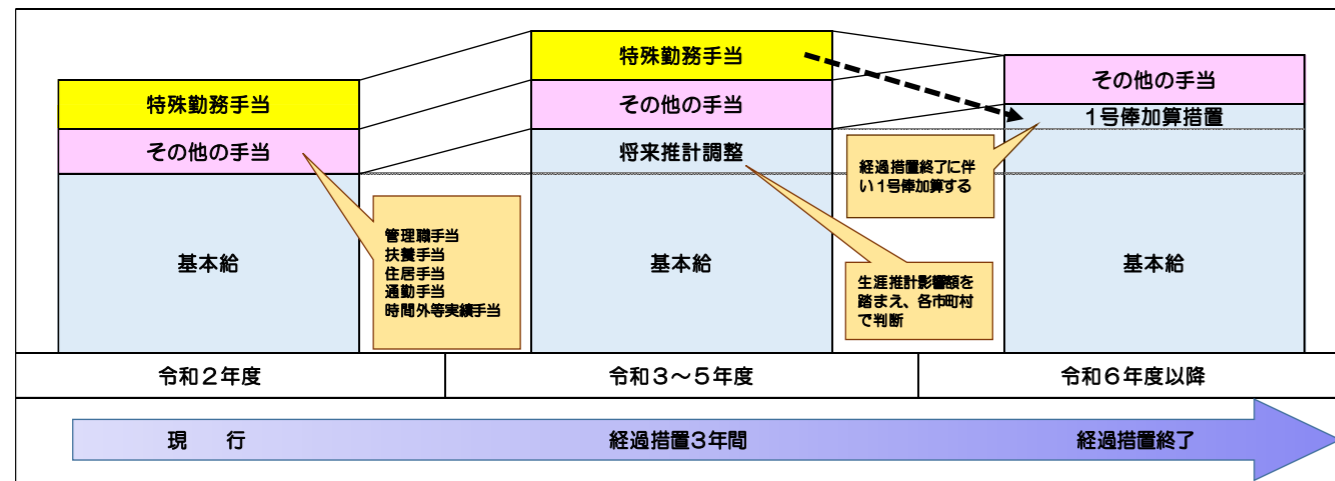
広域化後の給料・諸手当は、同一職場における職員間に不公平が生じないように、広域化後5年時点で、3年間の現給保障を行いつつ、人員の最も多い帯広市の制度に一元化することを基本とし、それまでの間は、広域化前の例によるものとする。

検 討

#### ○ 既存職員の制度移行にかかる基本的事項

- ① 移行時の給料額を引き継ぐこととする。
- ② 移行時に昇格する場合は、直近上位額を基本とする。
- ③ 現給保障（経過措置）は、3年間とする。（4級職の役職加算、特殊勤務手当）
- ④ 経過措置終了後に1号俸上位へ格付けする。
- ⑤ 職員個々の生涯給与推計額を試算し、各市町村の判断のもと号俸調整を行うことができることとする。

### 既存職員の給与制度統一のイメージ



### (2) 給与条例の適用

組合給与条例を適用することを基本としますが、構成市町村の地域実情を踏まえ、一部手当については、構成市町村の給与条例を適用することとする。

#### 《組合給与条例を適用するもの》

- ・行政職給料表（8級）
- ・地域手当
- ・夜間勤務手当
- ・勤勉手当
- ・管理職手当
- ・時間外勤務手当
- ・管理職員特別勤務手当
- ・単身赴任手当
- ・扶養手当
- ・休日勤務手当
- ・期末手当
- ・特殊勤務手当 など

#### 《市町村給与条例を適用するもの》

- ・住居手当
- ・通勤手当
- ・時間外勤務手当の算定基礎額

### (3) 昇任、昇格

既存消防職員の昇任及び昇格については、とちぎ広域消防事務組合職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成30年4月1日施行）第4条に規定する「等級別資格基準表」に基づいて行うこととする。

等級別資格基準表

職務の級 学歴免許	1 級	2 級	3 級	4 級以上
大学 卒	0	3 3	6 9	別に定める
短大 卒	0	6 6	6 12	別に定める
高校 卒	0	8 8	6 14	別に定める
中学 卒	0	11 11	6 17	別に定める

※ 上段：必要在級年数 下段：必要経過年数

### (4) 給与制度統一にかかるスケジュール

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3
主な内容	組合運用開始	組合給与条例議会議決	組合初任給・昇格等の施行	新規職員適用開始	組合議会中間報告	組合給与条例改正議会提案
			規則施行			既存職員適用開始

## 2 職階級

階級の統一については、「消防吏員の階級の基準（消防庁告示）」に基づき、消防局長を消防正監とし、各階級で適用する基本的な役職を定め統一します。

### (1) 階級と役職

#### ○ 階級 【運営計画 第3章第4項第4号 抜粋】

消防局長の階級を「消防正監」、消防局次長の階級を「消防監」、消防署長の階級を「消防監又は消防司令長」とし、その他の階級は現階級を保証しつつ、広域化後5年時点で帯広市消防本部の階級に統一します。

検討

階級	主な役職名	備考
消防正監	消防局長	管理職員
消防監	消防局次長、消防署長	
消防司令長	消防署長、副署長、課長、指令長、主幹、隊長	
消防司令	担当主幹、課長補佐、副指令長、副主幹、副隊長	
消防司令補	係長、主査	
消防士長	主任、(副主査)	
消防副士長	主任補	
消防士	係員	

階級	人数(人)
消防正監	1
消防監	3
消防司令長	42
消防司令	75
消防司令補	179
消防士長	107
消防副士長	149
消防士	130

### (2) 各署の組織体制

各消防署における基本的な組織体制は、下記のとおり統一します。

区分	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士		
帯広	課制 消防署長	<配置する必要がある場合> 副署長 課長		課長補佐	係長 主査	主任	主任補	係員	
		<課の中で特定事務を担当する職員を置く場合> 隊長 主幹		副隊長 副主幹	係長 主査	主任	主任補	係員	
音幕芽更別室	課制	<配置する必要がある場合> 消防署長 副署長 課長		課長補佐	係長 主査	主任	主任補	係員	
上記以外	係制	<配置する必要がある場合> 消防署長 副署長		<配置する必要がある場合> 担当主幹 副主幹		係長 主査	主任	主任補	係員

※ 消防局は、変更なし。

※ 当面の間、支署、出張所及び分遣所については、現在の階級を継続する。

## 3 勤務形態

勤務形態については、運営計画に則り2部制への移行をはじめ、就業時間等を統一します。

### (1) 勤務形態

#### ○ 勤務形態 【運営計画 第3章第3項第3号 抜粋】

広域化時点では、署所の運営が現行どおりのため、現状の勤務形態を継続し、広域化後5年時点で2部制へ統一します。ただし、情報指令課は、勤務場所が同一となる帯広消防署

検討

勤務シフトは2部制に統一します。また、地域の実情により配置している分遣所については現状の勤務体制を維持します。

3部制	士幌、鹿追、幕別、池田、足寄、浦幌	6署
2部制	帯広、音更、上士幌、新得、清水、芽室、中札内、更別、大樹、広尾、豊頃、本別、陸別	13署

2部制に統一

#### 2部制の標準的な勤務割振表

	1週							2週							3週							4週						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
①	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ ○当務日 ▲週休日

### (2) 就業時間、休憩時間

就業時間及び休憩時間は、下記のとおり統一します。

勤務形態	項目	就業時間		休憩時間		
		始業 - 終業	1日(1勤務)	昼(1時間)	夕(30分)	夜(7時間)
毎日勤務職員	消防署	8:45 - 17:30	7時間45分	12:00 - 13:00		
	指令センター	8:45 - 8:45	15時間30分	※12:00 - 14:00	※17:30 - 19:30	※19:30 - 8:00

※ 交替により休憩

## 4 消防力の基準

消防力の整備指針に基づき、各消防署や構成市町村の地域の実情を反映した消防力の算定をまとめ「消防力の基準」を策定しました。

### (1) 署所の配置

#### ○ 市街地

連続した市街地を形成している帯広市、音更町、芽室町、幕別町（札内）を一つの市街地として捉えた基準とします。

	基準	現有
市街地	8 署所	8 署所
準市街地	20 署所	20 署所
その他の地域	3 所	3 所

#### ○ 準市街地及びその他の地域

署所間距離や消防団施設との併設などを勘案した基準とします。

### (2) 消防車両の配置

#### ○ 消防ポンプ自動車

##### ① 市街地

署所の配置と同様に帯広市、音更町、芽室町、幕別町（札内）を一つの市街地として捉えた基準とします。

##### ② 準市街地及びその他の地域

消防団との連携体制を図り、常備車両と非常備車両合わせた基準とします。

		基準	現有
市街地	常備	12台	12台
	非常備	13台 (26口)	13台 (26口)
準市街地	常備	65台	65台
	非常備	(132口)	(132口)
その他の地域	常備	42台	42台
	非常備		

※口数は消防ポンプ自動車2口、小型動力ポンプ1口で換算

【 帯広市・音更町・芽室町・幕別町（札内）を一つの市街地として捉える 】

「署所」と「消防ポンプ自動車」は人口規模により基準が算出され、一つの市街地として捉えることにより、消防広域化のスケールメリットを生かした効果的な配置が可能となります。



#### ○ 特殊車両

##### ① はしご自動車

市街地にある中高層建築物の災害に対して、出勤から現場での活動開始まで30分未満で完了できることから、市街地に配置する基準とします。

##### ② 化学消防車

市町村にある危険物施設の数、規模、種類等や署所間距離を勘案した基準とします。

##### ③ 救助工作車

複雑・多様化する災害における救助体制の充実強化、特殊救助災害における連携強化、広域な管轄面積、救助出動件数を勘案し、市街地には救助工作車を配置し、その他の署には救助器具積載能力を有する消防車両を配置する基準とします。

	はしご自動車		化学消防車		救助工作車	
	基準	現有	基準	現有	基準	現有
市街地	2台	2台	4台	4台	4台	4台
準市街地			2台	4台		1台
合計	2台	2台	6台	8台	4台	5台

#### ○ 救急自動車

##### ① 常用救急自動車

市街地における高齢者人口の増加に伴う救急出動件数の増大や、救急重複出動の実態等を勘案した基準とします。

	基準	現有
常用	26台	26台
非常用	11台	11台

##### ② 非常用救急自動車

署所間距離や救急二次出動への対応を勘案した基準とします。

#### ○ 指揮車

災害現場における様々な緊急措置権限が消防署長に与えられていることから、各消防署に指揮車の配置が必要なため、各消防署と消防局に配置する基準とします。

	基準	現有
	20台	15台

#### ○ その他の車両（水槽車・資機材搬送車・人員輸送車・広報車等）

効果的な消防活動を実施するため、消防ポンプ自動車のほかに、多様な機能を有する消防用自動車等を地域の実情に応じて配置する基準とします。

	基準	現有
常備	61台	61台
非常備	47台	47台

### (3) 配置人員

#### ○ 警防要員

##### ① 市街地

消防ポンプ自動車5名配置を基本とし、特殊車両の乗換運用により効率的な運用を図ります。

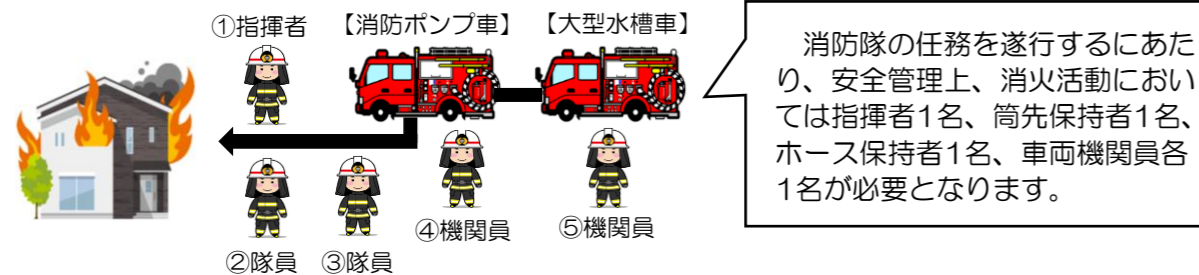
##### ② 準市街地

消防ポンプ自動車と大型水槽車のペア運用、消防ポンプ自動車と救急自動車のPA連携による効率的な運用を図ることにより、消防ポンプ自動車5名配置を基本としつつ、現場活動要員の確保を勘案した配置とします。

#### 【 消防ポンプ自動車と大型水槽車のペア運用 】

連携活動により先着隊の消防ポンプ自動車は消防水利に部署する時間等を要しないため、迅速な放水活動が行えるほか、水利の確保に時間を要する地域での災害活動においては、迅速に水源を確保することが可能となり、初動時の出動体制の強化が図られます。

< 部隊運用イメージ >



#### ○ 予防要員

統一かつ効率的な事務を執行するとともに、証明書交付や申請受付など、これまでどおりの住民サービスを提供するため、各署に1名以上配置し、防火対象物数及び危険物施設数等に応じて配置します。

#### ○ 総務要員

署長のほか、人口及び職員数等に応じて配置します。

基準	現有
735人	696.5人

### (4) 消防水利の基準

令和元年度に総務省消防庁で実施された消防施設整備計画実態調査結果に基づき「消防水利の基準」を策定します。また、3年毎に実施される本調査に合わせて、構成市町村（各消防署）と調整し、消防水利の基準の見直しを行います。

基準	現有
4,166基	3,522基

## 5 広域化消防施設・設備整備計画

十勝圏広域消防運営計画に則り、庁舎・水利等の「広域化消防施設整備計画」及び車両・備品等の「広域化消防設備整備計画」を策定しました。

### (1) 計画期間

令和3年度（2021年）を初年度とし、令和12年度（2030年）までの10年間とします。また、計画期間中において、社会情勢の変化等に伴い、随時計画の見直しが必要となった場合には、その都度見直しを行います。

### (2) 消防庁舎

消防庁舎は、防災拠点としての機能を損なうことのないよう、適正な維持管理に努めるほか、都市構造、道路事情及び人口分布等を考慮し、配置や規模について適宜必要な検討を行い、消防需要に対応した施設を確保します。

【更新目安】 50年

業務上24時間常時使用による影響や、施設ごとの機能や利用実態を踏まえ、施設の安全性を確保するため、個別施設計画に即した適切な施設管理を行います。また、老朽化の程度や耐震安全性の状況などを考慮し、更新を進めます。

### (3) 消防水利

消防水利は、維持管理体制の充実強化を図りながら、構成市町村の水道部局と連携を図り効率的な更新を進めます。

【更新目安】 消火栓 40年 防火水槽 50年

設置状況や老朽化の状況を考慮するほか、水道管の耐震化・長寿命化が進められている状況を踏まえて、各種水道配管の耐用年数を参考にしながら、構成市町村と協議の上、更新を進めます。

### (4) 消防車両

消防車両は、適正な維持管理による確実な正常稼働を図るほか、消防庁舎の配置状況や機能の変化、市街地の状況、建築物の分布状況等を考慮しながら効果的な更新整備を進めます。

【更新目安】 消防自動車 20年～25年  
救急自動車 10年又は15万km  
はしご自動車 17年

使用頻度、走行距離、車両内外部の消耗・損傷・腐食状況、交換部品の供給状況等を考慮し、更新を進めます。

### (5) 消防用資機材

消防用資機材は、複雑化・多様化する災害現場に対応するため、最新の情報を収集・研究し、災害活動に支障が生じないよう適正な維持管理に努めます。

【更新目安】 消防用ホース 15年 空気呼吸器 15年 高圧空気容器 15年

点検などの徹底により適正な維持管理に努め、資機材の消耗度や法令に基づく使用期限を考慮し、更新を進めます。